

## リモートによる机上調査の実施方法

## 1. 実施条件

## 1) 机上調査の実施条件

「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領領」第2第2項により、以下のいずれかに該当する場合は机上調査とすることができる。なお、「環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（昭和59年9月7日蔵計第2150号）附則（令和6年6月21日第2961号）2により、令和6年6月20日以前に発生した災害における厚生労働省所管補助施設（内閣府こども家庭庁所管補助施設及び厚生労働省所管補助施設のうち社会福祉施設等の事業を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる一に所在するもの）で複合運営する施設を含む）の災害復旧に係る調査についても、以下のいずれかに該当する場合は机上調査とすることができる。

- ・申請額が机上調査の限度額未満の場合（限度額について、通常時は200万円、大規模な災害の場合は別途通知する額）
- ・止むを得ない理由により実地調査が困難である場合  
（例：遠隔地で移動に時間を要する場合、荒天等で実地への移動が危険または実地調査が危険な場合、感染症による行動制限等により関係者の集合が困難な場合等）

## 2) リモートによる机上調査の実施条件

上記に加え、以下の条件を満たす場合に、リモートによる机上調査とすることができる。

- ・調査官（厚生労働省）、立会官（財務局等）、申請者（都道府県、市町村等）及び都道府県担当者の4者がWeb会議を行える通信環境（音声及び画像の共有が可能な環境）を保持している場合

## 2. 実施体制

調査官、立会官、申請者及び都道府県担当者等の関係者が各執務室等からWeb会議の形式で参加して実施する。（例えば申請者と都道府県が合同で参加することも可）

## 3. 申請書類

机上調査に必要な申請書類を事前にメール等で関係者に送付する。

## 4. 調査方法

対面による机上調査と同様とする。

必要に応じて申請箇所からの映像等を活用することも可能とする。

## 5. 申請内容の確認

申請内容に対する疑義など調査官等からの質問等に対しては、原則として Web 会議上で回答することとするが、回答に時間を要する場合等は、Web 会議終了後、朱入れを行う前までに調査官、立会官及び都道府県担当者にメール等で回答する。

※内容が妥当と判断されるまで必要に応じ、質疑応答を実施。

## 6. 検算修正

5. により内容の調整を行った後、申請者は修正した資料を調査官と立会官にメールで送付し、Web 会議方式により内容の確認を行い3者で合意する。

## 7. 実地調査報告書（調査結果額）の記載（朱入れ）

①都道府県担当者が実地調査報告書（様式1、様式2のうち必要なもの）に必要事項を記載後、調査官及び立会官へメール等で送付する。

②調査官及び立会官は記載内容を確認のうえ、調査官は立会官へ、立会官は調査官へ、それぞれ内容を了解した旨のメール等を送付する。

③調査官は、実地調査報告書に調査官及び立会官の氏名を記入する。なお、氏名等の記入は印字によることができる。

④調査官は記入した実地調査報告書を立会官及び都道府県担当者へメール等で送付し、調査終了とする。

## 8. その他

○検算等に時間を要する等で Web 会議を中断する必要がある場合は、再開時間を設定し調査官及び立会官に連絡すること。

○Web 会議は、原則として都道府県においてセキュリティ対策された利用環境を準備するとともに、確実に動作するよう事前に確認すること。

○調査時間が長くないように、効率的な説明に努めること。

○リモートによる机上調査の実施判断は、本実施方法に沿って調査官が行う。

以上

(参考) 調査方式のフロー図

